

仕 様 書

- 1 本仕様書は、安佐南区内道路除草その他業務（その2）に適用するものである。
- 2 施工箇所及び施工数量は、別添のとおりとする。
- 3 施工時期については、次のとおりとする。
 - (1) 除草工（2回実施）
 - ・ 1回目：7月1日より着手し、8月10日までに完了すること。
 - ・ 2回目：10月1日より着手し、10月30日までに完了すること。
 - (2) 路面清掃工（1回実施）
 - ・ 12月1日より着手し、12月10日までに完了すること。
- 4 業務着手時には、現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
- 5 除草は、繁茂している草等（草及び枯草をいう。以下同じ）を草刈機、その他の器具を用いて根元より30mm以下に刈り取るものとする。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果に従って行うこと。また、道路附属物や樹木等に絡みついた草等についても、丁寧に取り除くこと。
道路清掃は、ほうき等で落ち葉及び不燃ごみを集積したのち回収し、すみやかに搬出処理すること。
- 6 路面への草等の飛散防止に努めるものとし、一般交通に支障を及ぼさないよう十分に注意すること。（誘導員を配置する場合：交通誘導員は1日あたり1名配置すること。）
- 7 作業中、既存の道路附属物等を破損させることのないよう十分に注意すること。また、万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
- 8 作業後、刈り取った草等を交通に支障のないように、道路側溝内等に落とした草等を含め、速やかに処理すること。
- 9 刈り取った草等の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入し、道路清掃で発生するものについては、適切に処分すること。
- 10 作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 11 業務完了時には、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、

安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。

13 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

数量総括表【除草工】

安佐南区内道路除草その他業務(その2)

番号	路線名	面積 (㎡)	平均幅 (m)	延長 (m)	回数	延面積 (㎡)	種別等
1	安佐南2区620号線	3,830.0	1.0	3,830.0	2	7,660.0	機械除草(肩掛式)
2	安佐南2区624号線	1,580.0	1.0	1,580.0	2	3,160.0	機械除草(肩掛式)
3	一般県道勝木安古市線	3,450.0	1.0	3,450.0	2	6,900.0	機械除草(肩掛式)
4	安佐南2区378号線	130.0	1.0	130.0	2	260.0	機械除草(肩掛式)
5	一般県道今井田緑井線	640.0	1.0	640.0	2	1,280.0	機械除草(肩掛式)
6	安佐南2区357号線	660.0	1.0	660.0	2	1,320.0	機械除草(肩掛式)
7	安佐南2区656号線	65.0	1.0	65.0	2	130.0	機械除草(肩掛式)
8	安佐南2区278号線	600.0	1.0	600.0	2	1,200.0	機械除草(肩掛式)
9	安佐南2区277号線	380.0	1.0	380.0	2	760.0	機械除草(肩掛式)
10	安佐南2区237号線	70.0	1.0	70.0	2	140.0	機械除草(肩掛式)
11	安佐南1区210号線	110.0	1.0	110.0	2	220.0	機械除草(肩掛式)
12	安佐南2区916号線	70.0	1.0	70.0	2	140.0	機械除草(肩掛式)
13	安佐南2区664号線	50.0	1.0	50.0	2	100.0	機械除草(肩掛式)
14	安佐南2区545号線	550.0	1.0	550.0	2	1,100.0	機械除草(肩掛式)
15	安佐南2区550号線	220.0	1.0	220.0	2	440.0	機械除草(肩掛式)
16	安佐南2区539号線	100.0	1.0	100.0	2	200.0	機械除草(肩掛式)
17	安佐南2区590号線	70.0	1.0	70.0	2	140.0	機械除草(肩掛式)
18	安佐南2区1049号線	60.0	1.0	60.0	2	120.0	機械除草(肩掛式)
19	主要地方道広島豊平線	20.0	1.0	20.0	2	40.0	機械除草(肩掛式)
20	主要地方道広島豊平線	100.0	1.0	100.0	2	200.0	機械除草(肩掛式)
21	安佐南2区1055号線	50.0	1.0	50.0	2	100.0	機械除草(肩掛式)
22	主要地方道広島湯来線	2,240.0	0.4	5,600.0	2	4,480.0	機械除草(肩掛式)

数量総括表【路面清掃工】

安佐南区内道路除草その他業務(その2)

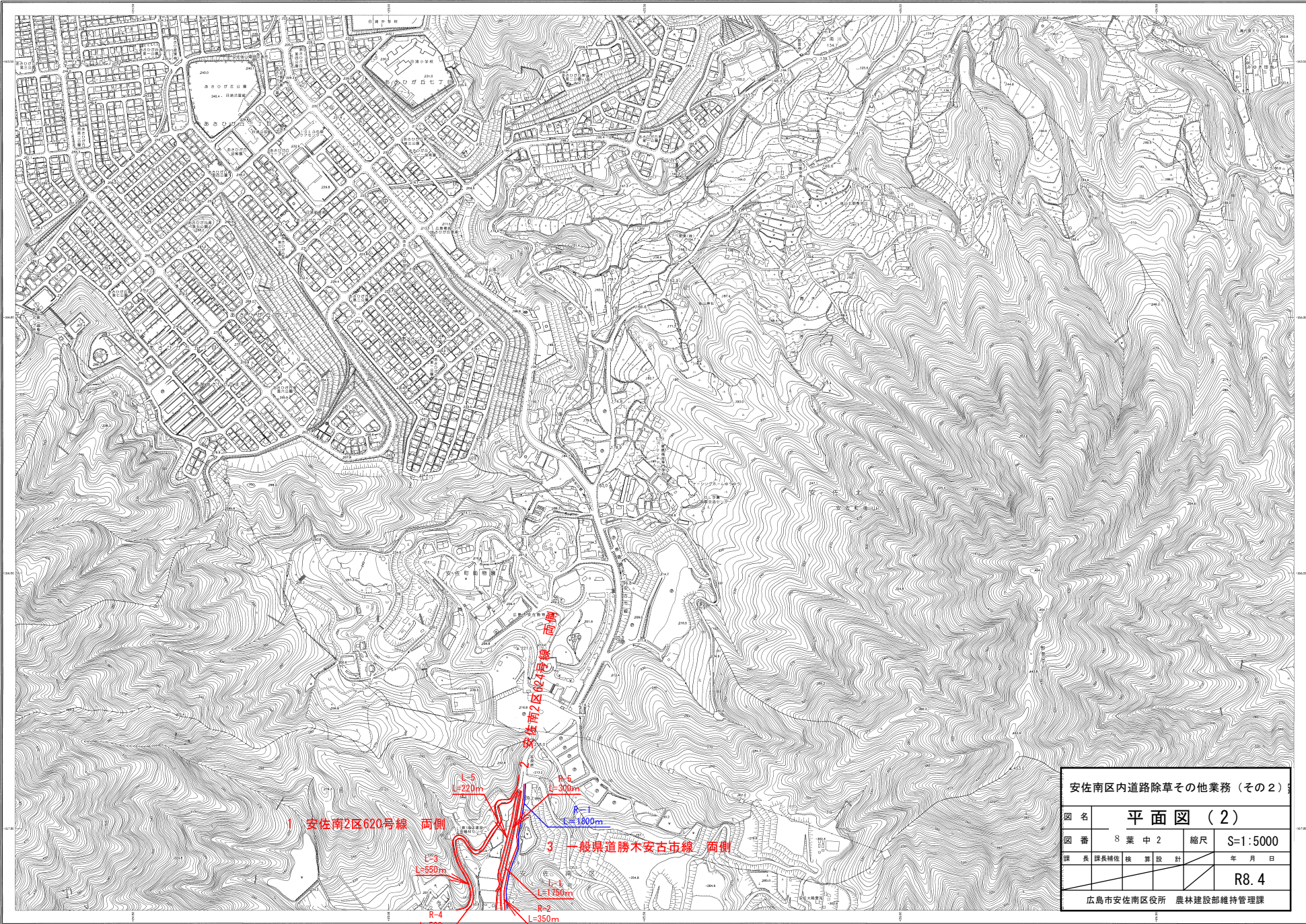
番号	路線名	面積 (㎡)	平均幅 (m)	延長 (m)	回数	延面積(㎡)	種別等
3	一般県道勝木安古市線	1,800.0	1.0	1,800.0	1	1,800.0	路面清掃(歩道等・人力)



記号

Legend table with various symbols and their corresponding map features.

「平面図内距離値は、世界測地系による。」



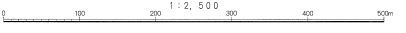
1 安佐南2区620号線 両側

2 安佐南2区024号線 両側

3 一般県道勝木安古市線 両側

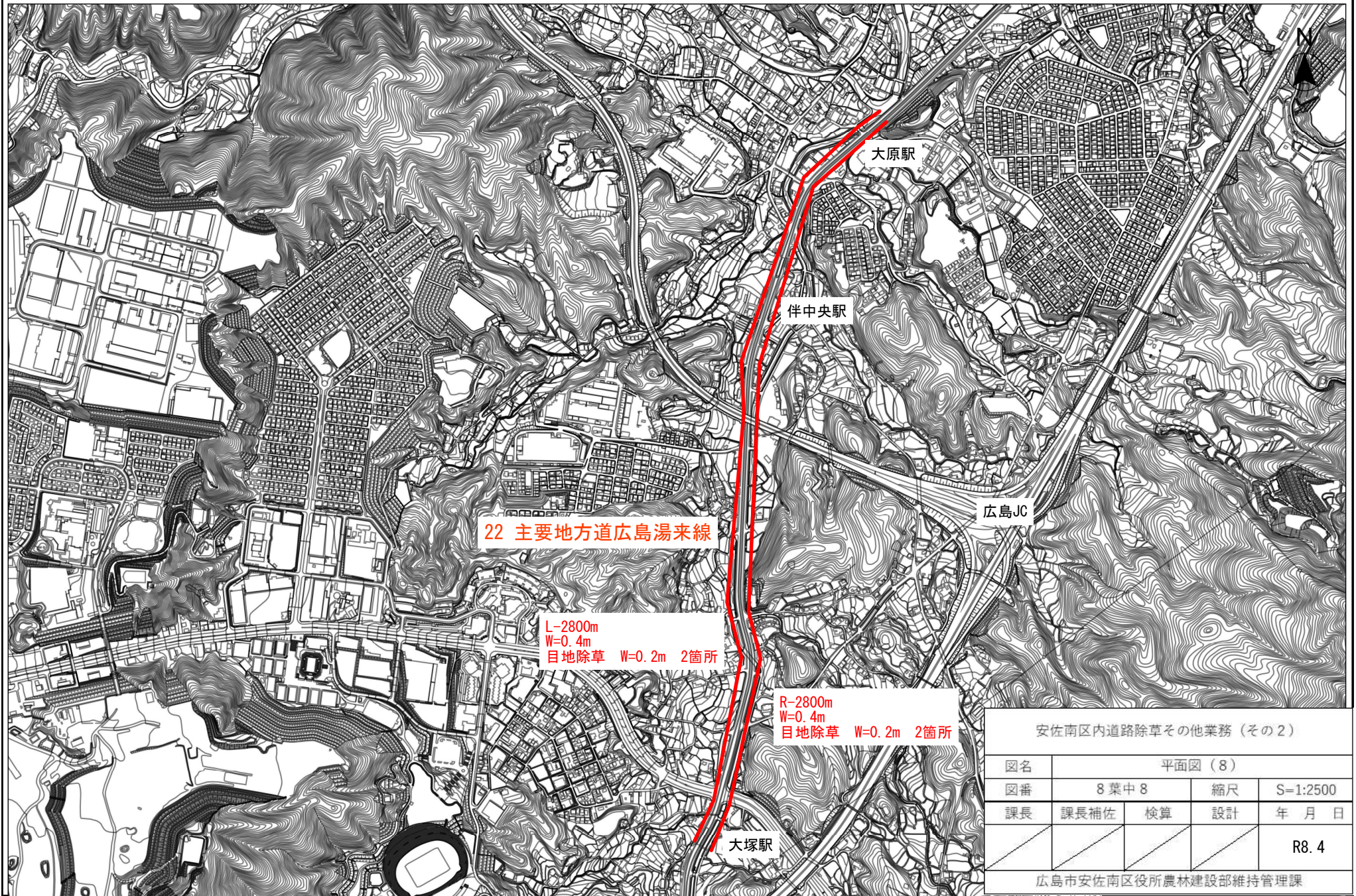
安佐南区内道路除草その他業務（その2）			
図名	平面図（2）		
図番	8 葉中2	縮尺	S=1:5000
課長	課長補佐	検査	設計
		R8.4	
広島市安佐南区役所 農林建設部維持管理課			

Revision table with columns for revision number, date, and description.



「この図面は、建設部土木部測量課の作成した図面であり、用途外に使用されることはできません。」

「この図面は、国土測地院の作成した図面であり、用途外に使用されることはできません。」



22 主要地方道広島湯来線

L-2800m
W=0.4m
目地除草 W=0.2m 2箇所

R-2800m
W=0.4m
目地除草 W=0.2m 2箇所

安佐南区内道路除草その他業務 (その2)				
図名	平面図 (8)			
図番	8 葉中 8	縮尺	S=1:2500	
課長	課長補佐	検算	設計	年 月 日
				R8. 4
広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課				

積算参考資料

(この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。)

提示項目	提示事項										
諸経費関係	<p>共通仮設費率・現場管理費率・一般管理費率は土木工事標準積算基準書に準じて設定している。その際の工種区分等は下記のとおりである。</p> <p>なお、土木工事標準積算基準書の記載事項については、「工事」、「工事費」等を「業務」、「業務費」等読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="464 884 1326 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 884 715 947">工種</th> <th data-bbox="715 884 1114 947">施工地域・工事場所区分</th> <th data-bbox="1114 884 1326 947">その他補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 947 715 1010">道路維持工事</td> <td data-bbox="715 947 1114 1010">大都市</td> <td data-bbox="1114 947 1326 1010">なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務で発生する道路清掃で発生するものについては、がれき類で処分単価を見込んでおり、下記の施設への搬出を見込んでいる。</p> <table border="1" data-bbox="464 1198 1474 1825"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1198 815 1261">受入施設</th> <th data-bbox="815 1198 1474 1261">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1261 815 1825">産業廃棄物処分業の中間処理、最終処分の許可を有する産業廃棄物処理施設</td> <td data-bbox="815 1261 1474 1825">安佐南区上安町字松畝 336 の「Iｸｲ環境開発合同会社上安最終処分場」(片道運搬距離 1.2 km)に搬出するよう見込んでいるが、「Iｸｲ環境開発合同会社上安最終処分場」以外の中間処理、最終処分の許可を有する産業廃棄物処理施設に搬出することを妨げるものではない。</td> </tr> </tbody> </table>	工種	施工地域・工事場所区分	その他補正	道路維持工事	大都市	なし	受入施設	備考	産業廃棄物処分業の中間処理、最終処分の許可を有する産業廃棄物処理施設	安佐南区上安町字松畝 336 の「Iｸｲ環境開発合同会社上安最終処分場」(片道運搬距離 1.2 km)に搬出するよう見込んでいるが、「Iｸｲ環境開発合同会社上安最終処分場」以外の中間処理、最終処分の許可を有する産業廃棄物処理施設に搬出することを妨げるものではない。
工種	施工地域・工事場所区分	その他補正									
道路維持工事	大都市	なし									
受入施設	備考										
産業廃棄物処分業の中間処理、最終処分の許可を有する産業廃棄物処理施設	安佐南区上安町字松畝 336 の「Iｸｲ環境開発合同会社上安最終処分場」(片道運搬距離 1.2 km)に搬出するよう見込んでいるが、「Iｸｲ環境開発合同会社上安最終処分場」以外の中間処理、最終処分の許可を有する産業廃棄物処理施設に搬出することを妨げるものではない。										